

第3回定例町議会

補正予算などを可決

平成20年第3回定例町議会が、9月17日と18日の2日間開催され、補正予算など14件の議案が原案どおり可決されました。

各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に1億35万1,000円を追加し、予算の総額を40億337万3,000円としました。
国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算に1,005万6,000円を追加し、予算の総額を8億4,455万6,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出の予算から576万8,000円を減額し、予算の総額を5,813万2,000円としました。
介護保険特別会計は、歳入歳出の予算に656万5,000円を追加し、予算の総額を4億4,196万5,000円としました。
下水道事業特別会計は、歳入歳出の予算に、1億5,861万5,000円を追加し、予算の総額を3億7,521万5,000円としました。

平成19年度町の各会計決算審査

予算の執行・財政運営は適正

平成19年度の訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）について、監査委員により8月4日から7日までの4日間にわたり決算審査が行われました。

監査委員二人による決算審査の結果は、審査意見書として、次のとおり町長に提出がありました。

審査の結果と意見（概要）

平成19年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）の決算について内容を慎重に審査した結果、各会計の計数はいずれも正確であり、予算の執行および財政運営は適正であると認める。

厳しい財政状況の中、一般会計歳入の47・1%を占める地方交付税においては、前年度対比2,500万円余の減額状況の中で、基金の運用、節減対策を講ずるなど、財政運営に努力のあとが認められる。今後、自主財源確保のため、町税、使用料、

条例の改正

制度の見直しに伴い、次の2件の条例の一部が改正されました。

●議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

●訓子府町特別職報酬等審議会条例

条例の制定

●東幸町教職員住宅の改修により、新たに定住促進住宅として一般町民が入居できることになり、住宅管理などに関し必要な事項を定めるため、「訓子府町定住促進住宅管理条例」が制定されました。

規約の変更

●北海道市町村備荒資金組合規約

●北海道市町村備荒資金組合規約

●網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散

一部事務組合として運営され

てきた交通災害共済組合の解散の同意について承認されました。

●網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分

交通災害共済組合の解散に伴い、余剰金などの財産の処分を組合構成町村で協議して定めることが承認されました。

教育委員会委員の任命

●教育委員会委員1名が9月30日で退任することに伴い、白崎隆徳氏の任命が同意されました。

●教育委員会委員の任命

●教育委員会委員1名が9月30日で任期満了することに伴い、山田日出夫氏の再任が同意されました。

規則の改正

●全員協議会などの活動を正規の議会活動として明確化するため、訓子府町議会会議規則の一部が改正されました。

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

●北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

各会計決算の認定

平成19年度各会計歳入歳出決算について、町議会の決算審査特別委員会に付託されました。

請願の採択

「生産資材高騰対策等に関する請願書」が採択されました。

平成19年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率

「平成19年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率」について、監査委員の審査意見を添えて町長から報告がありました。

監査結果報告

財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から報告がありました。

出納検査結果報告

本年7月10日・8月12日・9月12日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

訓子府町の選挙人名簿投票区別登録者数

(9月1日現在)

投票区	行政区	今回の有権者数(人)		
		男	女	計
1	東幸町	204	231	435
	西幸町	149	158	307
	東町	194	229	423
	元町	47	53	100
	旭町	108	121	229
	大町	63	63	126
	仲町	19	24	43
	栄町	76	95	171
	若富町	109	111	220
	若葉町	86	79	165
	計	1,055	1,164	2,219
2	日出町	106	122	228
	穂波丘	130	161	291
	柏丘	89	98	187
	日出谷	85	76	161
	大福野	46	45	91
	計	541	588	1,129
3	西北富	64	70	134
	北栄里	54	66	120
	駒弥生	36	42	78
	弥生試	47	52	99
	農園	18	7	25
	計	67	78	145
4	末広町	154	194	348
	実郷丘	59	51	110
	緑成	43	47	90
	協盛園	23	26	49
	開盤	29	24	53
	美坂	1	1	2
	常豊清	18	13	31
計	39	36	75	
	78	76	154	
合 計	444	468	912	
合 計	2,326	2,535	4,861	

8月8日付で公表されました。

監査の結果

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認める。

健全化判断比率及び資金不足比率

算定基礎数値は適正

「平成19年度の財政健全化及び経営健全化の比率」などについて、監査委員により8月4日から7日までの間、審査が行われました。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、平成19年度決算から、実施、公表することになりました。

審査の結果

審査では、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかなどを重点に実施されました。

審査の結果

「平成19年度の健全化判断比率及び資金不足比率」は、その算定の基礎となる事項を記載した書類など、いずれも適正に作成されているものと認められる。

平成19年度財政健全化の基準と訓子府町の比率

早期健全化基準は、国が定めた基準で、この比率を超えた場合には議会の議決が必要な財政健全化計画の策定など早期健全化の取り組みが義務付けられています。

財政健全化の比率	本町の比率	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	15.0%
②連結実質赤字比率	—	20.0%
③実質公債費比率	18.8%	25.0%
④将来負担比率	90.7%	350.0%
経営健全化の比率	本町の比率	早期健全化基準
①下水道事業資金不足比率	—	20.0%
②水道事業資金不足比率	—	20.0%

比率の「—」表示は、赤字がないことを示しています